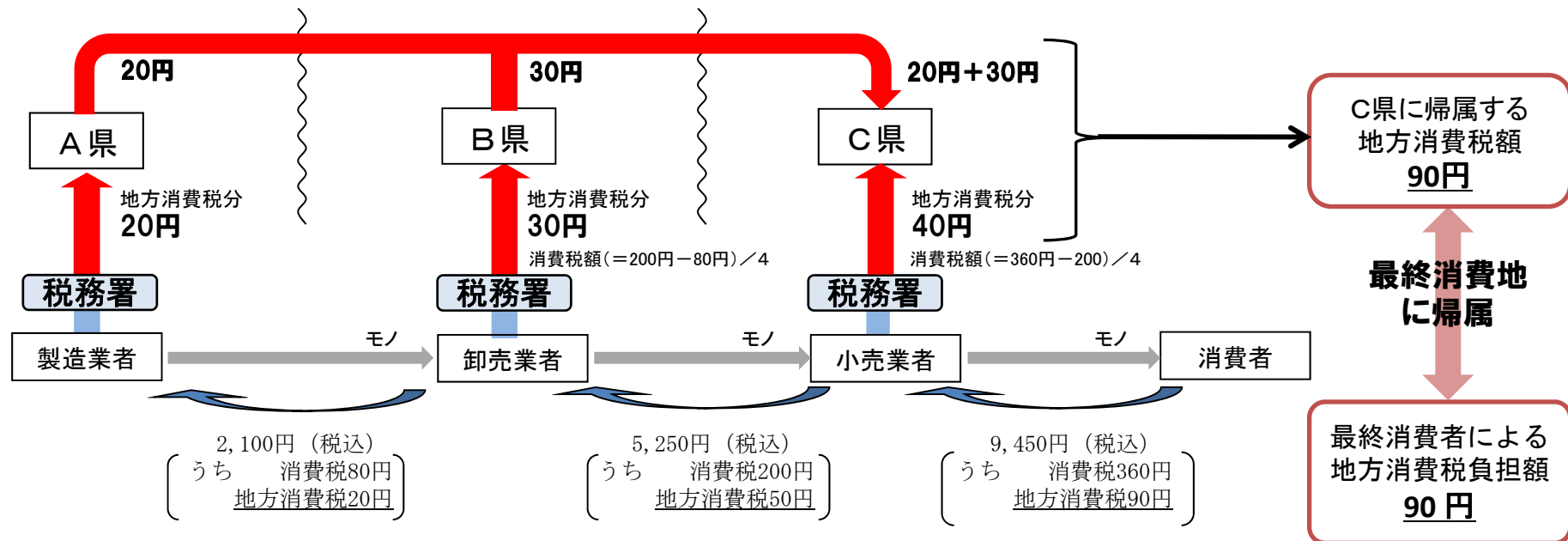


地方消費税の清算基準について

消費税(国・地方)の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算

- 消費税・地方消費税の最終負担者は消費者であり、税金は「最終消費地」(下記C県)に帰属すべき(仕向地原則)。
- しかしながら、我が国の消費税・地方消費税制度においては、製造業者、卸売業者等の各中間段階で、製造業者、卸売業者等により、本店所在地の税務署(国)に、消費税と地方消費税を一括して申告納付。
 また、その上で税務署(国)から所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる(納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を国に委託)ため、「最終消費地」(下記C県)と「税金が一旦帰属する都道府県」(下記A県・B県)との不一致が生じる。
- 地方消費税の清算は、最終消費地と税金の最終的な帰属地(ともに下記C県)とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税金を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」しているもの。

【清算のイメージ】



現行の清算基準とウェイトの考え方

1. 現行の清算基準

清算基準の割合	ウェイト
「小売年間販売額」(商業統計) 「サービス業対個人事業収入額」(サービス業基本調査)の合算額	6 / 8 (75%)
「人口」(国勢調査)	1 / 8 (12.5%)
「従業者数」(経済センサス基礎調査)	1 / 8 (12.5%)

2. 清算基準に係る 6 / 8 (75%) 部分の考え方

		国民経済計算の最終消費支出			
商業統計 (H3調査)	143.6兆円	×	$\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{2\text{年度 } 2,464,462\text{億円}}$	=	159.1兆円
サービス業 基本調査 (H元調査)	34.5兆円	×	$\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{63\text{年度 } 2,182,328\text{億円}}$	=	43.2兆円
			【指定統計で把握できる消費】	計	202.3兆円
			・平成5年度消費税込(決算額)	7.0兆円	①
			・平成6年度消費税込(補正予算)	7.2兆円	②
			・中小特例	0.6兆円	③
			((①+②) / 2 + ③) ÷ 3 / 103 = 264.4兆円		
			【消費税の課税ベース】		
			指定統計で把握できる消費	202.3兆円	
			消費税の課税ベース	264.4兆円	≒ 75%

3. 清算基準に係る 2 / 8 (25%) 部分の考え方

商業統計やサービス業基本調査では都道府県ごとの小売年間販売額又はサービス業対個人事業収入額が把握できない部分(2 / 8部分)については、消費譲与税の譲与の基準としても用いられていた「人口」及び「従業者数」により代替することとした。

なお、消費譲与税の譲与基準については、対都道府県分は人口 : 従業者数 = 1 : 3により按分、対市町村分は人口 : 従業者 = 1 : 1により按分することとされていた。

本検討会における地方消費税の清算基準に関する主な御意見

【清算基準の見直しの必要性に関するもの】

- (法人課税の代替財源として、地方の消費課税のウェイトを高めることも1つのアイデアである旨の文脈で)ただ、地方消費税については、清算基準が大丈夫なのかということを、もう一度検討する部分があるかもしれない。
- 地方消費税と税源交換をする場合に考えなければならないのは、清算基準を精緻化するという問題。
- 現行の清算基準に用いている基幹統計では、一方で計上されてない部分があると同時に、他方で本来計上すべきでない最終消費が含まれている。
- また、非課税取引にかかわる控除できない仕入れ税額も地方消費税の清算基準にすべきであるが、現行の清算基準には全く算入されていないという問題がある。
- 今後の方向性としては、経済センサス活動調査が25年度公表される予定であると聞いているので、この経済センサス活動調査によって、より精緻な清算基準の改善を進める必要があるのではないか。

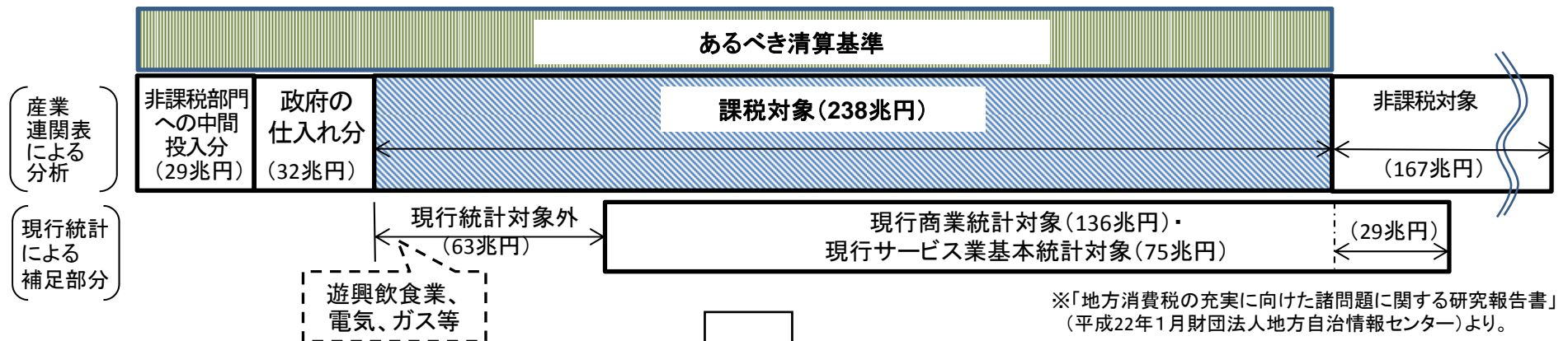
【その他】

- 地方消費税の清算基準で財政需要も考慮して配分をするというのは、これは無理筋だと思う。では、譲与税の形でやることができるのかというときに、譲与税という制度本来の趣旨からすると、どこまで財政需要のことを考慮して譲与税というものを考えることができるのかという整理が必要となる。
- 地方消費税の清算基準を実質的に財政力格差が縮むように設定するということも考えられるため、格差是正のためのやり方は、交付税のほかに地方税制度の枠組みの中でやれることをいろいろ考えていくべき。

現行の清算基準の課題

- 現行の清算基準(「消費に相当する額」の基準)については、
 - 「サービス業基本調査」では把握できない業種が少なからずあること(遊興飲食業、電気、ガス等)
 - 消費税には非課税とされる取引があるが、「サービス業基本調査」には、当該非課税取引分まで含まれていること
 - 一方、非課税取引を行った事業者自身は、仕入れの段階で消費税分を含んだ額を支払っており、その額は仕入れ税額控除の対象とならないため、最終的な消費税の負担者である。こうした事業者による「非課税部門への中間投入分」についても、清算基準に含めるべきであること
 - また、政府部門は負担した消費税を他に転嫁できないという意味において、最終的な消費税の負担者であり、こうした「政府の仕入れ分」についても清算基準に含めるべきであること
- 等の課題が指摘されているところ。

【平成17年産業連関表を用いた分析結果※】



平成25年8月以降に順次公表される予定である、全業種を対象にした新しい基幹統計「経済センサス活動調査」を活用することにより、上記の課題を踏まえつつ、清算基準をより精緻化する方向で検討作業に着手しているところ。

參考資料

経済センサスの概要

1 調査の意義・目的

- 我が国全体の経済活動を同一時点で横断的に把握する基本的な統計の整備
- 全産業分野を網羅した事業所・企業の共通母集団名簿の整備

2 大規模統計調査の統合

(※現行の地方消費税の清算基準に用いている統計のみを記載)

- 事業所・企業統計調査
 - サービス業基本調査
 - 商業統計調査
- ⇒ 平成21・24年は実施せず。26年以後、経済センサス活動調査実施の2年後に実施。

3 調査の概要

- 基幹統計調査として実施
- 農林漁家、家事サービス業、外国公務を除く、全ての事業所及び企業を対象
- 平成21年に行政記録等の企業の名称・所在地等の情報を利用し、事業所・企業の捕捉に重点を置いた「経済センサス基礎調査」を実施(平成21年7月実施。平成23年6月確報公表)
- 平成21年の「経済センサス基礎調査」により得られた情報を有効に利用して、平成23年度に経理項目の把握に重点を置いた「経済センサス活動調査」を実施(平成24年2月実施。平成25年8月末以降順次確報公表)

4 対象把握の改善

登記簿情報により、これまで調査員調査では把握困難だった事業所を把握

Ⅱ 税制抜本改革の推進

1 社会保障と税の一体改革

(4)「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っている。社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、清算基準である「消費に相当する額」について、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額、新たに導入される経済センサスによっては正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。